

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本務第442号
平成29年3月10日
宮城県警察本部長

平成29年度宮城県警察組織機構改編に伴う関係通達等の読替えについて（通達）

平成29年度宮城県警察組織機構改編により、総務部県民相談課及び同部広報広聴課が統合され、同部広報相談課が新設されることに伴い、これまで発出された通達等（施行期日が平成29年3月31日以前のものに限る。）の語句について、下記のとおり読み替えることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 読替事項

- (1) 「県民相談課」及び「広報広聴課」とあるものは、「広報相談課」と読み替えるものとする。
- (2) 「県民相談課長」及び「広報広聴課長」とあるものは、「広報相談課長」と読み替えるものとする。

2 施行期日

平成29年4月1日